

議案提出について

議案「大学などの高等教育の無償化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
 " 広田美代
 " 森尾嘉昭

議会議案第2号

大学などの高等教育の無償化を求める意見書

大学の初年度納付金は、国立大学では約82万円、私立大学では約136万円にも及ぶ。一方、奨学金は貸与制が中心で、その半分以上が有利子のため、学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ており、その総額は10兆円近くにもなる。

この50年間で、学費は国立大学では50倍、私立大学では10倍になったが、その要因は日本の高等教育への公的財政支出の国内総生産比が、経済協力開発機構加盟国平均の半分以下、加盟国で最下位クラスをずっと続けていることにある。それにもかかわらず、岸田政権は「異次元の少子化対策」と言いながら、学費値下げには一言も触れず、「授業料後払い制度（仮称）」も、高い学費を借金にして背負わせるものにほかならない。

重い教育費負担の軽減は、国民の強い願いであり、最も力のある子育て支援策にもなる。家計を支援し、低迷している経済の活性化にも大きな力になるものであり、何より憲法が保障する「教育の機会均等」の具体化でもある。

よって、国におかれては、大学など高等教育の無償化が世界の流れであることに鑑み、高等教育（大学・短大・専門学校）の無償化を実現するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 学費無償化を目指し、国の助成を増やして直ちに学費を半額にするとともに、入学しないにもかかわらず取られる入学金を廃止すること。
- 2 「自宅4万円、自宅外8万円」を、奨学金利用者の半分に当たる75万人に支給する本格的な給付型奨学金を創設すること。
- 3 貸与型奨学金の総貸付残高10兆円の半分以上を国が拠出して減額し、一人一人の減額は半分以上を基本に、年収や残高を勘案して不公平感が起きないようにするとともに、返還中を含め全ての貸与奨学金を無利子にし、所得に応じた返済制度に切り替えること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「残業代不支給の要因である給特法の廃止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第3号

残業代不支給の要因である給特法の廃止を求める意見書

教員の長時間労働は深刻であり、4月に国が公表した実態調査では、平日の在校等時間及び持ち帰り時間の合計は、公立小学校教諭は11時間23分、公立中学校教諭は11時間33分となっている。過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないなどの教員不足が広がり、「今、手を打たないと学校が崩壊する」という声も上がっている。

この教員の長時間労働の要因の一つとなっているのが、公立学校の教員には残業代を支給せず、その代わりに給与額の4%を支給すると規定している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」である。残業代がなければ残業時間を把握することもなく、教員の長時間労働を生み出すことになる。このことは、国が数十年間、勤務時間の調査すら行わなかったことに表れている。残業代の不支給は変えず、調整額を引き上げるだけでは「定額働かせ放題」を続けるだけである。

よって、国におかれては、教員の長時間労働の解決は待ったなしであることに鑑み、それに不可欠な教職員の定数増と合わせ、長時間労働の温床である「残業代不支給制度」である給特法を廃止するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「従来の健康保険証の存続を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第4号

従来の健康保険証の存続を求める意見書

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆるマイナ保険証の普及のため、2024年秋から従来の健康保険証を原則廃止するとしている。しかし、昨今マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出し、その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが7,400件近くあったことが明らかになった。

全国保険医団体連合会のまとめでは、マイナ保険証でオンライン資格確認を行っている8,437医療機関のうち、65%に当たる5,493機関で「トラブルがあった」と回答している。最も多いトラブルとして、被保険者情報を正しく反映しない「無効・該当資格なし」が3,640件であった。マイナ保険証で保険資格確認ができず、医療費を10割請求した医療機関は542機関、請求件数は776件であったと報告されている。

また、高齢者施設の94%が「利用者・入所者のマイナンバーカードを管理できない」と回答しているにもかかわらず、マイナンバーカードの代理交付、申請補助や第三者によるカード管理を進めるとされており、その協力を求められる医療・介護現場には新たな負担と責任が課されることになる。

相次ぐトラブルに、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっており、共同通信の全国電話世論調査では、従来の健康保険証の廃止の「延期・撤回」を求める声が72.1%に上っている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない、できない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が、被保険者に対し健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない、できない人は資格確認書の取得、更新の手續を強いられることになる。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来の健康保険証の原則廃止は妥当ではない。

よって、国におかれては、従来の健康保険証を存続するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「学校給食の無償化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者					
金沢市議会議員		大山	西下	克明	利希代
〃		広	田	美盛	夫
〃		熊	野	盛	道
〃		玉	野	嘉	昭
〃		森	尾		

議会議案第5号

学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、学校での食育を推進していくに当たって必要不可欠であり、教科学習と並んで学校教育の大きな柱となっている。加えて、朝食を取れない子どもが増える中、家庭環境による栄養格差の改善の面でも、学校給食の果たす役割は増大している。

一方、学校給食法では、学校給食に係る経費負担については、その実施に必要な施設及び設備に要する経費と運営に要する経費は設置者の負担、それ以外の経費は保護者の負担となっている。そのため、小中学校に通う子どもがいる家庭では、教材費や被服費、修学旅行積立金など、教育に係る様々な費用に加え、学校給食費は大きな負担となっている。

このような中、多くの自治体において、独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営に係る施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫するおそれがある。

義務教育において、自治体間で格差が生じていることは重大な問題であり、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠である。

よって、国におかれては、学校給食における保護者負担分に対して、自治体間で格差が生じることがないように、学校給食費無償化を実施する地方公共団体に対して財政措置を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「被災者生活再建支援制度の早期拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	稲	端	明	浩
〃	宇	彗	裕	基
〃	上	田	雅	大
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田	美	徹
〃	広	田	盛	代
〃	熊	野	広	夫
〃	下	沢	一	伸
〃	栗	森	正	慨
〃	森	野		敏
〃	野	本		人

議会議案第6号

被災者生活再建支援制度の早期拡充を求める意見書

令和5年奥能登地震の発生以来、珠洲市をはじめとする被災自治体は、災害救助法の適用を受けて、被災者の生活再建、救援・復興活動に全力を尽くしている。

また、石川県では、国の生活再建支援制度を上乗せする独自の生活再建支援制度の新設などを通じた復興支援策を講じることとしている。

しかし、被災地では独り暮らしの住民が支え合う地域コミュニティーに守られてきた集落が多く、本格的な生活再建は長期化することが予想されている。

こうした中、現行の被災者生活再建支援制度では、同一の災害による被災にもかかわらず被災世帯数の要件を満たさない市町や、住宅が半壊または一部損壊のため支援金の支給対象外であるなど、支給に対する制約が多く、被災者間に制度上の不均衡が生じている。また、現行の支給額は、住宅の再建に必要な経費を賄うには十分ではない。

よって、国におかれては、被災者の速やかな生活再建を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲について、半壊及び一部損壊世帯の被災者や局地的な災害の被災者が全て対象となるように、要件の緩和などの制度拡充を図ること。
- 住宅の再建や補修等の費用を賄えるよう、被災者生活再建支援金の支給額を引き上げること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	宇	刃	裕	基
〃	稻	端	明	浩
〃	上	田	雅	大
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田	盛	徹
〃	熊	野	広	夫
〃	下	沢	一	伸
〃	栗	森	正	慨
〃	森	本	太	敏
〃	野	田		人
〃	福			郎

議会議案第7号

硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価を求める意見書

交通事故、落下事故、暴力、スポーツ等による全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症により様々な症状で苦しんでいる患者の状況が、全国から数多く報告されている。2006年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進み、2016年より硬膜外自家血注入療法について、保険適用で治療を受けることが可能となった。

その後、一般社団法人日本脳脊髄液漏出症学会を中心として本疾患の研究が進み、脳脊髄液の漏出が頸胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。しかし、漏出部位は1か所に限らないことから、頸胸椎部への硬膜外自家血注入治療を安全かつ確実に行うためにはX線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要がある。

しかし、現状の診療上の評価は、X線透視下にて治療を行うことが要件になっていないため、保険診療においては安全性の高い治療ができない状況にある。

また、脳脊髄液漏出症の患者の中には保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない場合もあるため、混乱が生じている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬について、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、適切な評価に改定すること。
- 2 本疾患の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることから、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月30日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 広 田 美 代
〃 熊 野 盛 夫
〃 森 一 敏

議会議案第8号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積している。深刻な教員不足が全国的に問題となっている中、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現が必要である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 多様化する教育ニーズに対応するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教員不足解消のため、教職員の処遇改善を図るとともに、教職員の安定的な新規採用ができるよう、必要な財政措置を講ずること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。